

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和37年静岡県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第28号（略）</p> <p>医療法人事業報告書等届 （略）</p> <p>（注）</p> <p><u>1 社会医療法人の場合は、次の書類を添付すること。</u></p> <p><u>医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類</u></p> <p><u>2 社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、次の書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>純資産変更計算書</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><u>3</u>（略）</p>	<p>様式第28号（略）</p> <p>医療法人事業報告書等届 （略）</p> <p>（注）</p> <p><u>1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。</u></p> <p><u>2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。</u></p> <p><u>3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>純資産変動計算書</u></p> <p>(2) <u>附属明細表</u></p> <p>(3) <u>公認会計士又は監査法人の監査報告書</u></p> <p><u>4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。</u></p> <p>(1) <u>純資産変動計算書</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><u>5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。</u></p> <p><u>6</u>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）の施行の日（平成29年4月2日）から施行する。
- 2 改正後の医療法施行細則様式第28号の規定は、この規則の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この規則の施行の日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計についてはなお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際改正前の医療法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。